

建退共から他制度（中退共・林退共・清退共）へ 移動通算される場合にご注意いただきたいこと（お願い）

建退共の被共済者を他制度（中退共・林退共・清退共）の被共済者へ変更して移動通算の申し出をされた場合、申し出の時点で建退共での掛金納付は完了済とみなされますので、申し出後に電子申請方式による就労報告がなされたとしても、その月分の掛金充当実績は、移動先の退職金制度に移動通算することができません。

自社で電子申請方式による掛金納付を行っている、または元請が電子申請方式による掛金納付を行っている工事現場がある共済契約者におかれましては、移動通算の対象となる被共済者について、電子申請による掛金充当が（他制度への加入の前日までの就労分全てについて）完了したことを「掛金充当書」でご確認いただいてから、移動通算の申し出をしていただくようお願いいたします。

○元請が電子申請を利用している場合の具体的な手続きの流れは以下のとおりです。

- ① 自社で就労実績ファイルを作成
- ↓
- ② 元請または上位下請へ提出（上位下請はさらに元請へ提出）
- ↓
- ③ 元請が建退共へ就労実績ファイルを提出
- ↓
- ④ 建退共が掛金充当処理及び「掛金充当書」を発行
- ↓
- ⑤ **元請または上位下請から「掛金充当書」を受領**
- ↓
- ⑥ 移動先制度へ「移動通算申出書」を提出